

## ガソリンや軽油の購入等に関する注意事項について

石油製品の暫定税率の失効に伴い、ガソリン及び軽油の販売価格が下げられたことにより、買いだめによる火災予防上、好ましくない不適切な貯蔵が危惧される場所です。特にガソリンは、何らかの小さな火源があれば、爆発的に燃焼する極めて火災危険性が高い物質であり、買いだめ行為に起因する火災の発生が心配されます。

つきましては、次の事項に留意していただきますようお願いします。

### 1 ガソリンスタンドでガソリンや軽油を購入する際の注意事項

- (1) ガソリンや軽油の買いだめは控えてください。
- (2) 消防法令の基準に適合した金属製容器等の容器で購入してください。
- (3) 旭川市内のセルフスタンドでは、利用者が自らガソリンや軽油を容器に入れることはできません。

### 2 ガソリンや軽油を保管する際の注意事項

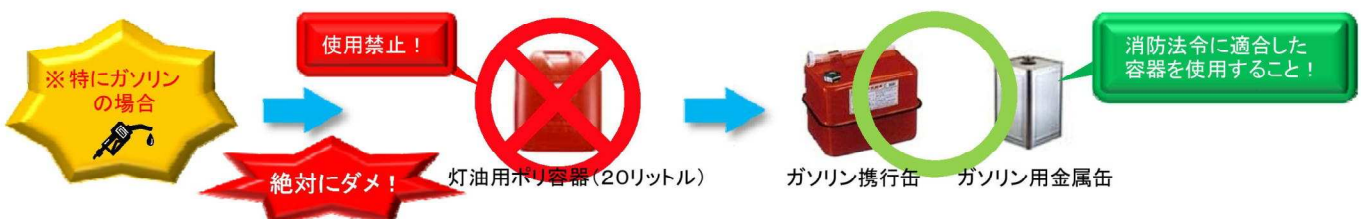
消防法令に適合した容器で保管する場合でも、合計40リットル以上のガソリン又は合計200リットル以上の軽油を保管する場合には、消防法や条例の規定に基づく要件に適合した場所で、許可又は届出を行わなければ保管できません。

※ 許可又は届出を行わずに保管した場合は、罰則規定があります。

※ 具体的な許可等の手続や火災予防条例については、下記の間合せ先まで願います。

### ガソリンと軽油の危険性

- ガソリンは気温が $-40^{\circ}\text{C}$ でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する物質（軽油は $+40^{\circ}\text{C}$ ）です。
- ガソリンの蒸気は、空気より重いため穴やくぼみなど溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源（ライター等の裸火、静電気、衝撃の火花等）によって引火する危険性があります。
- ガソリンは、火災の発生危険が極めて高く、火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため、**ガソリンを容器に入れて保管することは極力控えてください。**
- 軽油は、大量に保管すると火災危険性が高まるとともに、一旦火災が発生すると大火災になる危険性が高いため、**大量保管することは極力控えてください。**
- ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。特に、灯油用ポリ容器（20リットル）にガソリンを入れることは**非常に危険です**ので絶対に行わないでください。





ご注意

# ガソリンを ポリ容器に入れては ダメ!



火災や爆発事故を招く恐れがあり、大変危険です。  
法律で禁止されています。

【危険物に関する問い合わせ先】  
予防指導課危険物担当  
旭川市7条通10丁目  
電話 0166-25-1125  
FAX 0166-24-2229